

## 【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社三井住友銀行
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
【報告義務発生日】	平成20年2月22日
【提出日】	平成20年2月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当無し

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	住友不動産株式会社
証券コード	8830
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所・大阪証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（有限責任中間法人）
氏名又は名称	有限責任中間法人エスエヌエー
住所又は本店所在地	東京都港区三田三丁目5番27号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	平成20年2月6日
代表者氏名	中村 博康
代表者役職	理事
事業内容	・新株予約権、ローン債権その他債権の取得、保有及び処分 ・有価証券信託、債権信託、特定金外信託、金銭信託又はこれらを組み合わせた包括信託の受益権の取得、保有及び処分 ・その他上記の事業に付帯又は関連する事業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社三井住友銀行 シンジケーション営業部
電話番号	03-3592-8638

#### (2)【保有目的】

純投資のために、株式会社三井住友銀行（信託口）を通じて発行者に貸付けを行うと同時に新株予約権を引き受けています。
--

#### (3)【重要提案行為等】

該当無し
------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

※当初の行使価格に基づき算出し、1株未満の端数は切り捨てる。

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券（株）	A	—	H 49,180,327※
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 49,180,327
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 49,180,327		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U 49,180,327		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成20年2月6日現在）	V 476,085,978
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/(U+V)×100)	9.36%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成20年2月22日	新株予約権証券	49,180,327 ※	9.36%	市場外	取得	無償での割当

※当初の行使価格に基づき算出し、1株未満の端数は切り捨てる。

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、提出者を委託者、株式会社三井住友銀行を受託者とする両当事者間の平成20年2月19日付特定金外信託契約証書（以下「信託契約」といいます。）に基づき同行に金員を信託し受益権を取得しています。本報告書に係る新株予約権証券（以下「新株予約権」といいます。）は、信託契約の受託者たる株式会社三井住友銀行に
--

銀行（信託口）が保有しており、提出者は信託契約に従い本新株予約権の譲渡及び担保提供等に係る指図権を有しております。なお、信託契約において、受託者たる株式会社三井住友銀行（信託口）は、本新株予約権の行使を行わない旨定められています。また、提出者が保有する受益権は、提出者を担保権設定者とし、株式会社三井住友銀行、住友信託銀行株式会社、住友生命保険相互会社及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「ABL貸付人」と総称します。）を担保権者として、これらの当事者間において締結された平成20年2月19日付受益権担保権設定契約証書に基づき、同当事者間の平成20年2月19日付責任財産限定特約付金銭消費貸借契約書（以下「ABL契約」といいます。）に基づく提出者のABL貸付人に対する一切の債務を担保するため、ABL貸付人に差し入れられています。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、株式会社三井住友銀行（信託口）と発行者の間の平成20年2月19日付劣後特約付金銭消費貸借契約証書（以下「ローン契約」といいます。）に基づく貸金元本債権（以下「本ローン元本債権」といいます。）であります。

株式会社三井住友銀行（信託口）と発行者との間の平成20年2月19日付新株予約権割当契約証書（以下「割当契約」といいます。）において、以下の事項が合意されております。

- ①本ローン元本債権を第三者に譲渡する場合は、本ローン元本債権の金額に対応する個数の本新株予約権を当該第三者に対して譲渡すること
- ②平成20年2月22日から平成26年2月22日までの間は、発行者が行使制限を解除する旨の通知をした場合等一定の条件が満たされる場合を除いて、本新株予約権を行使することができないこと（以下、割当契約により本新株予約権の行使ができないと定められている期間を「行使制限期間」といいます。）

本新株予約権について行使制限期間に該当しなくなった場合及び信託契約の受託者が信託契約に基づき信託を解約する旨の通知を行った場合には、ABL契約に基づき、ABL貸付人に対して、上記受益権が代物弁済されます。この場合には、信託契約に従い、信託が終了し、本新株予約権は、ローン契約に係る債権と共に、ABL貸付人に対して交付されます。

#### (7) 【保有株券等の取得資金】

##### ① 【取得資金の内訳】

該当無し

##### ② 【借入金の内訳】

該当無し

##### ③ 【借入先の名称等】

該当無し

### 第3 【共同保有者に関する事項】

該当無し

### 第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

該当無し